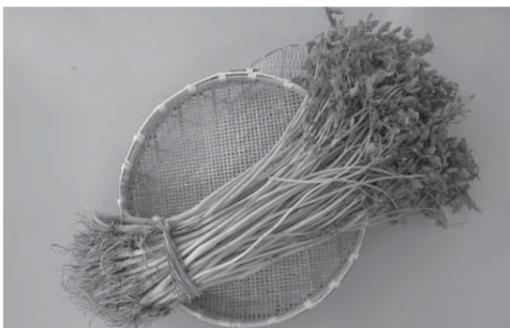


# ずだね、たねでます。

各地で古くから種を採取して栽培されてきた在来品種の野菜は、経済効率優先の風潮の中で、多くが消滅している一方、近年、その価値が再評価されています。そこで、登米市としても長い歴史の中で伝えられてきた「地もの」の価値を再認識し、「登米市伝統野菜復活プロジェクト」を実施します。プロジェクトでは、



▶ 迫町北方地区の「観音寺セリ」

在来野菜のほか、伝統農法や伝統料理、食にまつわる風習なども地域の貴重な資源として調査し、存続に向けた施策を講じていきたいと考えています。

今年度は、市内で作付けされている在来野菜などの調査を実施します。これまでに迫町北方地区の「観音寺セリ」や、石越町の「長下田うり」などの存在が確認されています。左記のことに関わることでしたらどんなことでもかまいませんので、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

### 【調査する項目】

- ① 市内で「ずだね(地種)」を採って野菜を作付けしている人や集落の情報
- ② 市内で伝統農法を続けている方の情報(例：馬耕、養蚕など)
- ③ 地域に伝わる伝統料理や、食にまつわる風習に関する情報(例：「この家ではにんにくを植えると災い起きる」など)



◀ 石越町の「長下田うり」を漬けた「金婚漬け」

くを植えると災い起きる」など)  
**【連絡先】** 事務局(産業経済部ブランド戦略室)  
 ☎ 0220(34)2716  
 FAX 0220(34)2801  
 ✉ brand@city.tomenyagi.jp

## 悩みや苦情はまず相談 行政についての相談は 相談委員までお気軽に

総務省では、10月21日(月)から27日(日)までの1週間を「行政相談週間」と定めています。  
 行政相談は、国や県、市などへの意見、要望などの相談に応じ、その解決や実現をお手伝いするものです。  
 期間中は、左記の日程で特設行政相談所を開設し、行政相談委員が皆さんの相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。気軽にご相談ください。



町域	行政相談委員	開催日	時間	開設場所
迫	尾形 重雄	10月7日(月)	10:00~12:00	迫公民館
		10月21日(月)	10:00~12:00	迫老人福祉センター
登米	金田 義晴	10月18日(金)	10:00~12:00	登米老人福祉センター
		10月16日(水)	9:30~11:30	東和総合支所
東和	齋藤 勉	10月21日(月)	9:30~11:30	米谷公民館
			13:30~15:30	錦織公民館
		10月22日(火)	9:30~11:30	米川公民館
中田	秋山紀久子	10月18日(金)	13:00~15:30	中田老人福祉センター
		10月22日(火)	13:00~15:30	浅水ふれあいセンター
		10月26日(土)	10:00~12:00	石森ふれあいセンター
豊里	後藤 昇	10月15日(火)	9:00~12:00	豊里高齢者趣味の交流館
米山	柳 潤 亨	10月10日(木)	9:30~11:30	米山総合保健福祉センター
石越	熊谷 和夫	10月10日(木)	13:00~15:00	石越福祉センター
			9:30~11:30	西郷公民館
南方	佐々木振作	10月21日(月)	13:30~15:30	東郷公民館
		10月22日(火)	13:30~15:30	南方公民館
津山	今野 光行	10月18日(金)	9:00~11:30	津山公民館

## 傾聴研修会 参加者募集

「傾聴」とは、相手の話をじっくり聴き受けとめること、相手の存在を認めることです。市と市社会福祉協議会では、こころの健康を大切に考える人たちの輪を広げながらお互いに支え合えるまちを目指していくため「傾聴研修会」を開催します。ぜひご参加ください。

【講師】 仙台傾聴の会代表・森山英子氏

【場所】 南方庁舎2階(大会議室)

【対象者】 こころの健康づくりを応援したい人(先着30人)

### ■開催日・内容

回	開催日	内容
1	11月1日(金) 10:00~15:00	開講式 講話「よい聴き手になるために」
2	11月8日(金) 10:00~15:00	講話「ロールプレイとは」「傾聴の技術」 実技「事例を使ってのロールプレイ」
3	11月19日(火) 10:00~15:00	講話「認知症について」 実技「事例を使ってのロールプレイ」

※以前に登米市「傾聴研修会」を受講し、修了証を授与された人は申し込みできません。※ロールプレイとは、それぞれの役割を決め、実際の場面を想定して練習するものです。※各自、昼食をご持参ください。

【申込方法】 電話  
**【申込期限】** 10月18日(金)  
**【申し込み・問い合わせ】** 市民生活部健康推進課(地域保健係)  
 ☎ 0220(58)2116

## 公共下水道・農業集落排水・浄化槽受益者負(分)担金を減免します

【支援内容】 次の「対象者」の公共下水道、農業集落排水、浄化槽の受益者負(分)担金を、減免割合の区分に応じて減免します(既に納付済みの負(分)担金は還付します)。

【対象者】 ① 公共下水道、農業集落排水、市設置型浄化槽の受益地に住宅を建て、大震災で居住することができなくなった受益者(全壊または大規模半壊とする)  
 ② 災証明書により住宅が、全壊または大規模半壊と判定され、同じ土地または新たな土地で、新築などにより受益を受ける人(市外で被災し、その後市内に住所を移した上記に該当する人や、上記に該当する人でこれまでに申請をしなかった人)

【申請期限】 平成26年3月31日までに、建設部下水道課に申請してください。  
 ▼ 新たな土地に新築の場合  
 平成26年3月31日までに排水設備設置の申請をした人  
 ▼ 同じ土地に新築などの場合  
 平成26年3月31日までに新設または改修などの排水設備設置申請をした人

### ■減免割合および必要書類

区分	減免割合	必要書類
(1) 公共下水道・農業集落排水・市設置型浄化槽の受益地に住宅を建て、大震災で居住することができなくなった受益者(全壊または大規模半壊とする)	負担金・分担金を分割で納めている人で、納付期日が未到来の分を減免	減免申請書 災証明書 (写し可)
(2) 災証明書により住宅が、全壊または大規模半壊と判定された人で、同じ土地または新たな土地で、新築などにより受益を受ける人(市外で被災し、その後市内に住所を移した上記に該当する人や、上記に該当する人でこれまでに申請をしなかった人も対象)	全額免除	減免申請書 災証明書 (写し可) 排水設備設置(変更)申請書

## 高齢者インフルエンザ 予防接種を受けましょう

インフルエンザは、毎年多くの人がかかる感染症です。予防接種について正しく理解し、予防に努めましょう。高齢者インフルエンザ予防接種は、本人が希望する場合のみ受けられます。

【対象者】 ① 満65歳以上の人(平成25年12月31日現在)  
 ② 満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、または呼吸器などに重い病気のある人(平成25年12月31日現在)  
**【接種期間】** 10月15日(火)~平成26年1月31日(金)  
 ※インフルエンザが流行する前に受けましょう

【接種方法】 あらかじめかかりつけの医療機関に予約をしてから受けてください。

【接種料金】 3000円を上限に助成します(助成額を超える分は自己負担になります)。

【問い合わせ】 市民生活部健康推進課(健康推進係)  
 ☎ 0220(58)2116  
 各総合支所市民課(健康づくり係)  
 ☎ 0220(34)2359

## 新農業委員に 佐々木禧市さん



市農業委員会委員(団体推薦・登米吉田土地改良区)

伊澤晃さんの後任に、9月5日付で登米吉田土地改良区の佐々木禧市さん(米山町・新田)が選任されました。任期は平成26年7月23日までです。